



がいようばん
概要版
Revised
Edition

だい じ
第3次
こく さい
さがみはら国際プラン

Sagamihara International Plan

第3次さがみはら国際プラン概要版 目次

第1章 第3次さがみはら国際プランを策定するに当たって

- ① 策定の背景・目的 1
- ② 第3次さがみはら国際プランの位置付け 3
- ③ 計画期間 3
- ④ 第3次さがみはら国際プランの推進 3

第2章 基本理念と基本目標

- ① 基本理念 5
- ② 基本目標 5

第3章 施策の基本方向と施策

- 施策の基本方向と施策 6

第4章 第3次さがみはら国際プランの体系図

- 第3次さがみはら国際プランの体系図 23

※外国人市民とは

本プランでは、外国籍の市民だけでなく、国籍が日本であっても外国文化を背景に持つ市民（海外からの帰国者、国際結婚により生まれた人、日本国籍取得者など）も含んで使用しています。

第1章

第3次さがみはら国際プランを
策定するに当たって

1 策定の背景・目的

さがみはら市では、1994年（平成6年）、本格的に国際化を迎える中、外国人を含めた全ての人の人権尊重や、海外友好都市との交流の推進などを目的に、さがみはら国際プランを策定しました。

その後、津久井郡4町との合併や政令指定都市移行に伴う都市像の変化、外国人市民の増加・定住化の状況等を踏まえ、2010年（平成22年）に、さがみはら国際プランを改定し、「世界に開かれた地域社会の形成」を基本理念に掲げ、「多文化共生のまちづくり」や「国際交流・国際協力に参加できるまちづくり」に向けた取組を推進してきました。

現在、社会経済のグローバル化は更に進行し、外国人市民は増加を続けています。深刻化する人手不足を背景に、2019年（平成31年）4月には、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」といいます。）が改正され、新たな在留資格が創設されました。今後、生活者としての外国人市民は、より一層増加すると考えられています。

本市では、これまで中国・無錫市、カナダ・トロント市と友好都市を提携し、教育、文化、スポーツ等の分野において、様々な交流を進めてきました。また、さがみはら国際交流ラウンジ（以下「国際交流ラウンジ」といいます。）を設置し、ボランティアとの協働により、多言語での情報提供や外国人支援事業、国際理解事業などを実施することで、多文化共生社会の推進を図ってきました。

今後、外国人市民が増加し、市民全体に占める割合も増加することが想定される中では、国籍を問わず誰もが暮らしやすい環境づくりをより一層推進するとともに、外国人市民がまちづくりに参画し、地域の担い手として活躍する社会を構築することも必要となってきます。

一方、本市では、新たな広域交通ネットワークとして圏央道が開通し、今後、リニア中央新幹線の駅設置が予定されているほか、相模総合補給廠の一部返還も実現するなど、新たなまちづくりに向けた高いポテンシャルを有しており、国内外から多くの人や企業を呼び込み、更なる活力と魅力を生み出すまちづくりが求められています。

また、外国人観光客の増加を背景に、地域の再生や活性化の有力な手段として「観光」に対する期待が高まっており、観光客の獲得に向けた都市間の競争も激しくなっています。

このため、本市の魅力や強みを効果的に発信し、外国企業や外国人観光客などから選ばれるための取組が必要となってきます。

さらに、社会経済のグローバル化がより一層進行する中では、本市も世界の構成員として、世界の持続的な発展に貢献することが求められます。

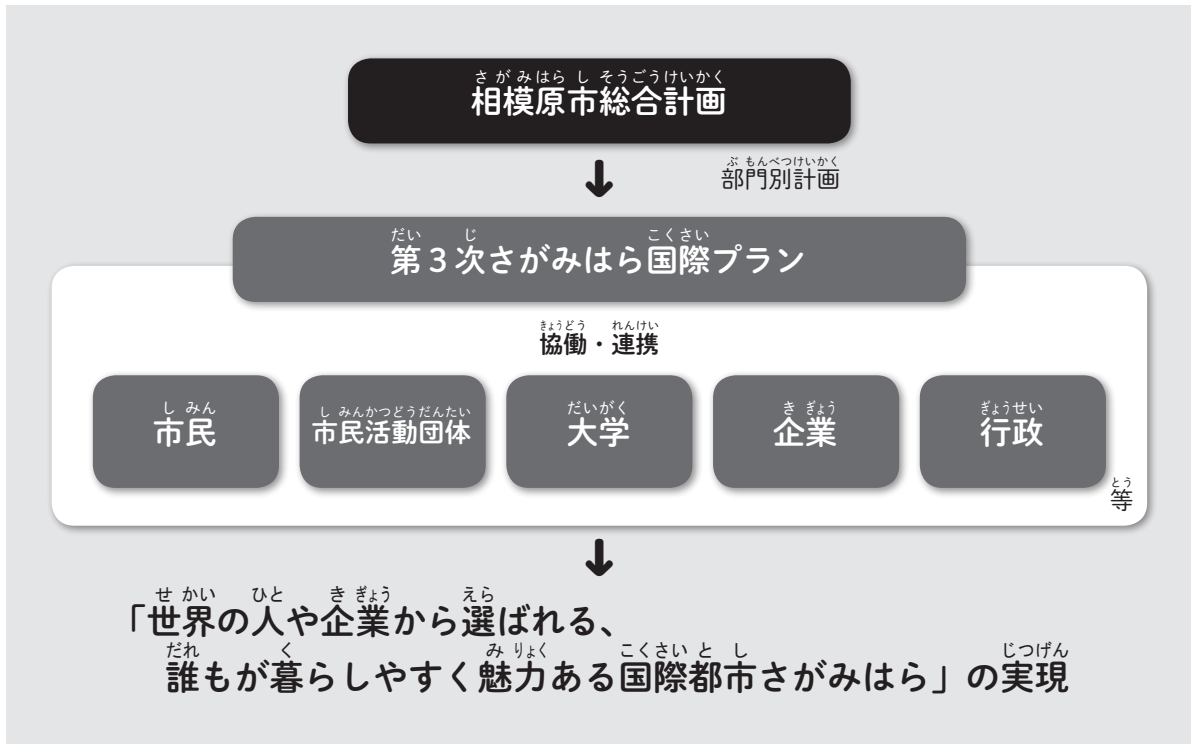
国連では国際社会全体の目標として、持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられ、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて取組を進めることになっていますが、本市が実施する施策においても、こうした視点が必要となってきます。

こうした中、第3次さがみはら国際プラン（以下「本プラン」といいます。）では、多文化共生社会の推進に向けた取組と、国際展開に向けた取組を、一つの基本理念の下に体系的に整理しました。

市民、市民活動団体、大学、企業、行政等が共通の認識に立ち、本市の成長や発展に向けて、一体的に国際化施策に取り組むための指針として策定し、各主体が施策に取り組むことで、市全体の国際化を推進していきます。

② 第3次さがみはら国際プランの位置付け

本プランは、相模原市総合計画の部門別計画として位置付け、市民、市民活動団体、大学、企業、行政など国際化施策に携わる人、又は団体の基本指針とします。



③ 計画期間

本プランの計画期間は、上位計画である相模原市総合計画との整合を図り、2020年度（令和2年度）から2027年度（令和9年度）までの8年間とします。

④ 第3次さがみはら国際プランの推進

本プランについては、国際化施策における庁内の総合調整機能を持つ組織である「相模原市国際化施策推進調整会議」において進行管理します。

また、市内の各分野における団体から構成される「相模原市国際化推進委員会」に、本プランに基づく取組の状況を情報提供し、市民や市民活動団体、大学、企業など、多様な主体と協働・連携しながら市全体の国際化を推進します。

持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた施策の推進

持続可能な開発目標（SDGs）は、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年（平成28年）から2030年（令和12年）までの国際目標です。

持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

本プランの推進に当たっては、SDGsの理念や目標を踏まえ、各取組を進めます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【本プランに位置付ける施策と関連するゴール】



第2章

基本理念と基本目標

1 基本理念

本プランでは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生社会を実現するとともに、本市の魅力の世界に向けて発信し、本市が有する地域資源を国際的に展開しながら地域・経済を活性化するため、次の基本理念を掲げます。

「世界の人や企業から選ばれる、誰もが暮らしやすく魅力ある国際都市さがみはらを目指して」

2 基本目標

次の3つの基本目標を定め、基本目標のそれぞれが、相互に連携しながら基本理念を実現します。

(1) 多文化共生のまちづくり

今後も外国人市民の増加が想定される中、本市で生活・活躍する全ての人々が、相互に国籍や民族の違いによる文化、習慣の違いを知り、尊重し、理解を深めるとともに、共に暮らしやすい環境づくりを進めることで、外国人市民にとって住みたい、住み続けたいと思うまちづくりを推進します。

(2) 世界とつながるまちづくり

社会経済がグローバル化する状況を踏まえ、本市の魅力や強みを海外に向けて効果的に発信し、市民、企業、行政等による諸外国との交流を進めることで地域社会・経済を活性化するとともに、国際協力活動を通じて世界的に取り組むべき課題への対応を図ります。

(3) 国際化の推進に向けた体制づくり

多文化共生のまちづくりや世界とつながるまちづくりを着実に進めるため、市民、市民活動団体、企業、大学、行政等が、国際化施策に対して、効果的・安定的に取り組むための体制づくりを推進します。

第3章

施策の基本方向と施策

基本理念を実現するため、基本目標ごとに施策の基本方向と施策を次のように定めます。

基本目標

I 多文化共生のまちづくり

施策の基本方向1 多文化理解の推進

外国人市民の増加が想定される中、本市で生活・活躍する全ての市民が快適に安心して暮らすことのできる地域社会を実現するためには、外国人市民と日本人市民の一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、お互いを尊重し合うことが重要です。

このため、市民生活や学校教育における多文化理解を深める事業を推進します。

施策1-1

市民の多文化理解の推進

○国際交流イベントの開催

▶ 諸外国の文化を広く紹介するとともに、外国人市民との交流を通じて相互理解を深めるため、市民活動団体と連携し、さがみはら国際交流フェスティバルなどの国際交流イベントを開催します。

○地域における相互理解の推進

▶ 語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）の活用や市民活動団体との連携を通じて、国際交流ラウンジや公民館、学校、自治会活動の場などにおいて、外国人市民が持つ文化や日本の文化、制度などを外国人市民と日本人市民が相互に学び合える機会を提供し、相互理解の推進を図ります。

○スポーツ・文化を通じた相互理解の推進

- ▶「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」などの国際的なスポーツ大会を国際理解を深める契機とし、ホストタウン相手国との交流など、異文化との触れ合いやスポーツを通じた相互理解を推進します。
- ▶「フォトシティさがみはら」などの文化芸術イベントを効果的に情報発信することで海外からの参加を促進し、文化を通じた相互理解を推進します。

○人権尊重に向けた教育・啓発

- ▶国籍や文化などの違いにかかわらず、誰もが安心して暮らせるよう、外国人市民の人権尊重に向けた教育や啓発を推進します。

施策 1-2 学校教育における多文化理解の推進

○学習機会の充実

- ▶外国語科や外国語活動、総合的な学習の時間において、外国人ボランティアによる諸外国の文化紹介などを通じて、異なる文化への理解を推進します。
- ▶市内の全小中学校等に外国人英語指導助手（ALT）を配置し、異なる文化への理解を深め、コミュニケーション能力を育成する取組を推進するとともに、英語教育の充実を図ります。

○教職員への研修

- ▶学校における具体的な支援や児童生徒の相互理解に向けた教育の推進を図るため、外国につながる児童生徒への理解を深めることを目的とした教職員研修を実施します。

施策の基本方向2 外国人市民も暮らしやすい環境づくりの推進

本市に定住する外国人市民が増加する中、本市で生活・活躍する外国人市民も快適に安心して暮らすためには、教育や医療、防災など、生活上の様々な分野におけるきめ細かな支援と適切な情報提供が必要です。
このため、日常生活の支援や多言語情報の提供などを推進します。

施策2-1 日常生活の支援

○相談対応の充実

- ▶外国人市民が、税金、年金、医療、福祉、雇用、出産・子育て・子どもの教育、在留手続、消費者トラブル等の生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、ワンストップで適切な情報や相談場所に迅速に到達ができるよう、関係機関と連携しながら相談体制の充実を図ります。
- ▶国際交流ラウンジで行われる相談については、相談ボランティアの人材確保や相談に関わる各機関との連携を図ることで、多様化する相談への体制を強化するとともに、各区への出張相談を実施するなど、外国人市民が相談しやすい環境を整備します。

○コミュニケーション支援の充実

- ▶外国人市民にも利用しやすい市役所窓口を目指し、国際交流員などの職員による通訳や、電話による通訳、多言語音声翻訳アプリによる対応などを進めるとともに、全ての職員が“やさしい日本語”で対応できるよう職員への研修を実施します。
- ▶市役所などの公共機関へ通訳ボランティアを派遣します。
- ▶公民館や国際交流ラウンジ等で日本語教室を開催するボランティア団体に対し、日本語教材の貸与や会場確保などの支援を進めます。
- ▶「日本語ボランティア関係団体連絡会」や、外国人支援等を行う団体と情報・意見交換を行い、日本語教育環境の充実を図ります。

○教育分野における支援

- ▶日本語の個別指導が必要な児童・生徒を対象に、日本語指導を実施することにより、学校生活に適応できるよう支援を進めます。
- ▶外国籍や外国につながる児童・生徒とその保護者に対し、母国語（母語）が話せる「日本語指導等協力者」を学校へ派遣することにより、学校生活への適応支援や、教育相談などを実施します。
- ▶外国籍や外国につながる児童・生徒等に対する学習支援や居場所づくりに取り組む市民団体等が活動しやすい環境づくりを進めます。
- ▶学齢期を経過した義務教育未修了者等に対し義務教育に相当する教育を受ける機会を提供し、外国人市民も通うことができる夜間中学の設置について検討を行います。

○防災・災害・緊急時における支援

- ▶災害発生時に必要と想定される言葉を日本語と外国語で併記した表示シートを活用し、日本語に不慣れな外国人市民への支援を進めます。
- ▶防災ガイドブックを多言語で作成するとともに、外国人市民に防災関連の知識を啓発するための事業を実施します。
- ▶災害時における避難所等での外国人市民への円滑な対応に向けて、外国人市民の受け入れを想定した中での防災訓練を実施します。
- ▶「災害時におけるさがみはら国際交流ラウンジ運営機構の協力に関する協定」（2014年（平成26年）10月1日締結）に基づき設置する防災センターでは、多言語情報の発信や相談対応など、災害時における外国人市民への支援を図るとともに、研修を通じて、災害時における外国人支援ボランティアの確保と資質の向上を図ります。また、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う「災害時外国人支援情報コーディネーター」を防災センター内に配置します。
- ▶外国人市民からの119番通報や外国人市民のいる消防救急現場での活動に迅速・的確に対応できるよう、電話による通訳や、多言語音声翻訳アプリを通じた対応を図ります。

○就労・雇用等に関する相談・支援

- ▶外国人市民に関わる労働相談や、就職相談について、国や県等と連携した情報提供等の対応を図ります。
- ▶経済団体と連携した中で、外国人を雇用する企業に対する研修を実施し、社会保障への加入促進や、行政等による外国人支援施策に関する情報提供等を図ります。

○医療分野における支援

- ▶医療通訳ボランティアを派遣するとともに、国等が医療機関や外国人市民等に普及を進める多言語問診票や音声翻訳アプリなどについて市民へ情報提供することに努め、外国人市民が安心して医療機関を受診できる環境づくりを推進します。

○住宅確保のための支援

- ▶外国人も含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を市に登録し、その情報を多言語で市民に提供するなど、居住支援を推進します。

○公共施設等における環境づくり

- ▶案内サインの多言語化や、図書館での外国語資料の充実など、公共施設について、外国人市民も利用しやすい環境づくりを推進します。
- ▶公共施設以外においても、外国人市民が多く利用する施設については、関係機関を通じて、案内サインの多言語化等を働きかけます。

○多言語・やさしい日本語による情報発信

- ▶市のホームページや広報さがみはらなどに掲載された市政全般についての情報を多言語で提供するとともに、外国に関わる情報についても随時提供します。
- ▶「くらしのガイド」や「子育てガイド」、「ごみと資源の日程・出し方」など、外国人市民が日常生活に必要な情報を多言語化し、市のホームページやSNS、転入者へのチラシの配付等、多様なツールにより情報提供します。
- ▶市が発行している各種多言語版パンフレットを区役所やまちづくりセンターなどに幅広く配架し、外国人市民への情報提供を図ります。
- ▶防災・気象情報や災害時の情報について、外国人市民や本市を訪れる外国人に対し、国が提供する情報発信アプリ「Safety tips」や、市のSNSなどを通じて多言語情報を発信します。
- ▶交通安全に関するルールやマナー、防犯対策などに関する情報及び緊急時の警察等の連絡方法等を多言語化し、市のホームページの活用等により情報提供します。
- ▶日本語教室の学習者や留学生など、外国人市民が多く集まる場所において、生活上必要な情報を外国人市民に対して直接提供します。
- ▶市と企業や大学との連携を推進し、外国人市民にとって必要な情報を、企業や大学を通じて外国人市民に提供します。
- ▶市から発信する文書について、漢字へのルビ振りや、“やさしい日本語”の活用が図られるよう、研修等を通じて普及を図ります。

施策の基本方向3 外国人市民のまちづくりへの参画

少子高齢化に伴い、人口減少社会を迎える中では、外国人市民が言葉や文化、生活習慣などの違いを超えて、日本人と共にまちづくりの担い手として活躍することが求められます。

このため、外国人市民の社会参加に関する機会の拡充や、外国人市民の意見をまちづくりに反映する取組などを推進します。

施策3-1 まちづくりへの参画に向けた環境整備

○社会参加の促進

▶外国人市民が持っている知識、経験、言語、文化などの特性を市政やまちづくり活動に生かせるよう、市民活動団体や企業と連携して外国人市民の社会参加を促進します。

○市政参加の促進

▶市が外国人市民から直接意見を聞き、共に考える機会として外国人との懇話会を開催し、多様な意見をまちづくりに反映します。

○地域活動への参加と相互理解の促進

▶日本語教室の学習者に対し、公民館活動への積極的な参加を促すことにより、外国人市民の地域活動への参加を促進します。

▶自治会と翻訳ボランティアの連携を促進し、地域情報を多言語化するとともに、市のSNSなどを通じて情報発信することで、外国人市民の地域活動への参加を促進します。

▶自治会加入案内を多言語化し、外国人市民が転入する際に配付することなどにより、自治会への加入を促進します。

【基本目標Ⅰ 多文化共生のまちづくりに関する成果指標】

指標	基準値 2019年度	中間目標 2023年度	最終目標 2027年度
多文化共生の実現に向け取り組んだ市民の割合	28.5%	30.9%	33.3%

市民（日本人・外国人）を対象としたアンケート調査において、「多文化共生に取り組んだ」と回答した人が、2027年度に33.3%になることを目標として設定しました。

施策の基本方向 4 相模原市の魅力や強みを生かした国際展開の推進

社会経済のグローバル化が進行する中では、世界の活力を取り込み、本市の成長や発展につなげることが重要です。

このため、本市の魅力や強みを海外に向けて積極的に PR しながら、市内中小企業の海外展開支援や外国企業の誘致、外国人観光客の誘客などを推進します。

施策 4-1 市内中小企業の海外展開支援と外国企業の誘致

○市内中小企業の海外展開支援

▶海外で開催される見本市に市内中小企業と共同出展を行うほか、海外団体・企業と連携体制を確立し、現地企業とのビジネスマッチングを行うなど、市内中小企業の海外展開を推進します。

▶外国人の高度人材確保に向け、海外大学の学生や、市内大学の留学生をインターンシップ生として市内企業へ受け入れる取組を推進します。また、企業内のグローバル人材育成を促進するためのセミナーを開催します。

○国際的なビジネス拠点の形成

▶広域交通網の充実を生かした産業競争力の強化やグローバル企業の誘致を図り、ロボット、AI・IoTなどの成長分野における技術革新を活用した新たな社会経済システムを構築することで、国際的なビジネス拠点の形成を目指します。

○外国人観光客に対する環境整備

▶本市を訪れる外国人観光客が、快適に安心して滞在することができるよう、ホームページ、ガイドブック、観光マップ、案内サイン等の多言語化や、観光資源を案内するガイドの育成を図ります。

○魅力の発信と誘客

▶外国人観光客の誘客に向け、国際的な観光展示会への出展などを通じて、本市の魅力の世界に向けて発信します。

▶近隣自治体との連携により、それぞれが持つ観光資源を集約して情報発信することで、外国人観光客の目に留まるようにするなど、効果的な情報発信に取り組みます。

▶本市の立地や特色を生かしたMICE※振興について検討を進めるとともに、MICE誘致や開催支援を行う組織の育成と、既存施設等を活用した国際的な会議や展示会、イベントなどの誘致に取り組みます。

○海外に向けた情報発信

▶文化や経済など様々な分野における本市の魅力や強みについて、友好都市や外国公館、国際関係機関等と連携し、イベントへの参加や、SNSなどのメディアの活用等を通じて、積極的に情報発信します。

▶市内大学や市民活動団体等と連携し、留学生等日本滞在の外国人市民に対しても本市の魅力や強みを積極的に情報発信します。

※MICE…企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字をつなげたもので、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称

施策の基本方向5 諸外国との交流・協力の推進

自治体における海外都市との交流や連携が進む中では、文化、スポーツなど幅広い分野における諸外国との交流を通じて、地域の活性化や市民一人ひとりの国際感覚の醸成を図ることが求められます。

また、グローバル化が進行し、世界規模で協力し合う時代を迎える中、国際社会全体で取り組むべき課題に対して、本市として、貢献していくことも重要です。

このため、諸外国との更なる交流や国際協力活動を推進します。

施策5-1 諸外国との交流の推進

○諸外国との交流

▶市民の国際感覚の醸成や、企業、大学、市民活動団体等における活動の発展につながるよう、海外に向けた本市の積極的なPRや、「相模原市国際化推進事業支援金制度」の活用等を通じて、広く諸外国との交流を推進します。

○友好都市・無錫市との交流

▶中国・無錫市とは、これまでの行政間交流に加え、両市の市民・企業に対する友好都市への認識や理解を高める取組を進め、文化や経済、環境保全など、様々な分野において、相互交流を推進します。

○友好都市・トロント市との交流

▶カナダ・トロント市とは、これまで進めてきた大学間交流やスポーツ交流などを通じて互いの文化や社会に触れる機会の充実を図るとともに、両市の成長につながる経済分野での交流も積極的に推進します。

○市民レベルでの国際協力の促進

▶市民活動団体等が開発途上国・地域へ物的支援や人的支援を目的として実施する事業に対し、「相模原市国際化推進事業支援金制度」を活用した支援を進めるとともに、活動情報を市民に提供することにより、国際協力活動への参加を促します。

○海外研修生の受入れ

▶友好都市の無錫市をはじめとした諸外国から、日本の教育や保健・福祉等の各種制度、環境や防災等の専門的な技術について学ぶ研修生の受入れを推進します。

○留学生の支援

▶留学生が本市で充実した学生生活を送ることができるよう、大学と連携し、日常生活に必要な情報等を提供します。

○独立行政法人国際協力機構との連携

▶独立行政法人国際協力機構と連携し、市民の「青年海外協力隊」などによる派遣を進めます。

▶国際協力活動の実態を知り、国際貢献への理解を深めるため、青年海外協力隊員等が、活動の状況を市民に提供する「市民海外レポーター制度」の活用を図るとともに、青年海外協力隊等のOB、OGによる帰国後の体験談の紹介を行います。

▶市内企業が持つ技術やノウハウを開発途上国・地域に展開する取組を推進します。

【基本目標Ⅱ 世界とつながるまちづくりに関する成果指標】



市内中小企業の海外展開支援に対する取組の結果として、企業における国内外の雇用創出数が毎年15人増加することを目標として設定しました。



諸外国との交流事業及び国際協力事業への参加者数が、2027年度に250人になることを目標として設定しました。

施策の基本方向 6 様々な主体間のネットワークの充実

市全体の国際化を効果的に進めるためには、国際化に関わる各主体が、それぞれに持つ長所や特色を生かしながら連携を深めていくことが重要です。
このため、市内各団体との連携や広域的な連携を推進します。

施策 6-1 市内各団体との連携の推進

○ 団体間のネットワークの強化

▶ 市民活動団体、小中学校、行政等により組織される「相模原市国際化推進委員会」を核にして、企業や大学等の関係機関とのネットワークを強化し、国際化に関する事業の情報共有と集約を行うことで、各団体における取組の充実を図ります。

○ 地域レベルにおける連携

▶ 地域で活動する各種団体と連携を進め、市民相互に異なる文化や制度への理解を深めるなど、誰もが暮らしやすい環境づくりを推進します。

○ 経済分野における連携

▶ 市内経済関係団体が連携し、中小企業の海外展開支援や外国企業、外国人観光客の誘致など、本市の国際展開に向けた取組を推進します。

○ 教育機関との連携

▶ 大学や高校等の教育機関との連携により、国際化に関するセミナーや、シンポジウムへの講師の派遣、留学生の国際交流イベントへの参画の促進などを図ります。

こくさいかんけい き かん れんけい
○国際関係機関との連携

- ▶ どりつぎょうせいほうじんこくさいきょうりやく き こう れんけい こくさいきょうりやくかつどう すいしん
独立行政法人国際協力機構と連携し、国際協力活動を推進します。
- ▶ いっぽんざいだんほうじん じ ち たいこくさい か きょうかい れんけい つう し ない こくさい か
一般財団法人自治体国際化協会と連携し、JET プログラムを通じた市内の国際化
や、海外に向けた情報発信を推進します。
- ▶ どりつぎょうせいほうじん に ほんぼうえきしんこう き こう れんけい し ないちゅうしやう きぎやう かいがいてんかい がいこく きぎやう
独立行政法人日本貿易振興機構と連携し、市内中小企業の海外展開や外国企業の
誘致を図ります。
- ▶ たい し かん そうりやう じ かん とう れんけい ほん し こくさい か し ざく かか じやうほうはっしん とう おこな
大使館や総領事館等と連携し、本市の国際化施策に関わる情報発信等を行います。

じ ち たい かん れんけい
○自治体間の連携

- ▶ きんりん じ ち たい こういきてき れんけい はか に ほん ご きやうしつ がいこくじんそうだん そう
近隣自治体と広域的な連携を図ることにより、日本語教室や外国人相談などの相
互利用を進め、外国人市民の利便性向上を図ります。
- ▶ か な がわけん けんない じ ち たい れんけい はか じやうほうこうかん けんしゅうとう つう じやうほう きやうゆう か
神奈川県や県内自治体と連携を図り、情報交換や研修等を通じて情報の共有化や
取組の充実を図ります。
- ▶ こういきてき と し かんれんけいかいぎ つう こくさい か すいしん む か だい かいしやう と
広域的な都市間連携会議などを通じて、国際化の推進に向けた課題の解消に取り
組みます。

施策の基本方向7 推進体制等の充実

外国人市民の増加や社会・経済のグローバル化に合わせ、本市の国際化をより一層進めるためには、それを担う体制づくりが重要です。
このため、国際化を担う団体や人材の育成・充実に推進します。

施策7-1 国際化を担う団体の育成・充実

○国際化を担う団体の育成

▶「相模原市国際化推進事業支援金制度」の活用や団体間の連携促進を通じて、国際化を担う団体の育成を図ります。

○国際交流ラウンジの運営体制強化

▶多文化共生社会を推進するため、より充実した活動が展開できるよう、運営体制の強化・安定化に向けて、運営手法の検討を行います。また、様々な媒体を通じて情報発信を行うことなどにより、国際交流ラウンジの認知度向上を図ります。
▶市民の多文化理解を進める取組や外国人相談、日本語教室などを市内各区において実施します。

○相模原市国際化推進委員会などを通じた本プランの推進

▶国際化に関わる各団体で構成される「相模原市国際化推進委員会」などを通じて、本プランに基づく各取組の状況を各団体と共有し、行政だけでなく、様々な主体における国際化の取組を推進します。

○相模原市国際交流基金の活用

▶市民や企業に対し、「相模原市国際交流基金」への理解と協力を求めるとともに、本市の国際化をより一層推進するため、効果的に活用します。

○市民の国際感覚の醸成

▶友好都市との交流事業や外国人市民との交流事業、外務省研修所と連携した市民講座などを通じて、青少年をはじめとする市民の国際感覚を醸成します。

○市職員の意識啓発と資質向上

▶市職員への研修や、関係機関が実施する研修会、海外への派遣研修などを通じて、国際化の進展に対応するよう能力の向上を図ります。

○地域における人材育成

▶異なる文化や制度への理解を深めるための講座や、通訳能力、日本語指導力を養う研修を通じて、地域において多文化共生社会を推進する人材を育成します。

○外国人人材の育成

▶日本文化を学ぶ講座や、まちづくり活動への参加などを通じて、本市の国際化の推進を担う外国人人材の育成を図ります。

※基本目標Ⅲ「国際化の推進に向けた体制づくり」は、国際化を行う手法であることから、成果指標を設定していません。

第4章

第3次さがみはら国際プランの体系図

【基本理念】

【基本目標】

【施策の基本方向】

世界の人や企業から選ばれる、誰もが暮らしやすく魅力ある国際都市さがみはらを目指して

I 多文化共生のまちづくり

1 多文化理解の推進

2 外国人市民も暮らしやすい環境づくりの推進

3 外国人市民のまちづくりへの参画

II 世界とつながるまちづくり

4 相模原市の魅力や強みを生かした国際展開の推進

5 諸外国との交流・協力の推進

III 国際化の推進に向けた体制づくり

6 様々な主体間のネットワークの充実

7 推進体制等の充実

【施策】

【主な事業】

1-1 市民の多文化理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○国際交流イベントの開催 ○地域における相互理解の推進 ○スポーツ・文化を通じた相互理解の推進 ○人権尊重に向けた教育・啓発
1-2 学校教育における多文化理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○学習機会の充実 ○教職員への研修
2-1 日常生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○相談対応の充実 ○コミュニケーション支援の充実 ○教育分野における支援 ○防災・災害・緊急時における支援 ○就労・雇用等に関する相談・支援 ○医療分野における支援 ○住宅確保のための支援 ○公共施設等における環境づくり
2-2 情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○多言語・やさしい日本語による情報発信
3-1 まちづくりへの参画に向けた環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○社会参加の促進 ○市政参加の促進 ○地域活動への参加と相互理解の促進
4-1 市内中小企業の海外展開支援と外国企業の誘致	<ul style="list-style-type: none"> ○市内中小企業の海外展開支援 ○国際的なビジネス拠点の形成
4-2 インバウンド施策の推進による観光振興	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人観光客に対する環境整備 ○魅力の発信と誘客
4-3 海外に向けたプロモーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○海外に向けた情報発信
5-1 諸外国との交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○諸外国との交流 ○友好都市・無錫市との交流 ○友好都市・トロント市との交流
5-2 国際協力活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○市民レベルでの国際協力の促進 ○海外研修生の受入れ ○留学生の支援 ○独立行政法人国際協力機構との連携
6-1 市内各団体との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○団体間のネットワークの強化 ○地域レベルにおける連携 ○経済分野における連携 ○教育機関との連携
6-2 広域的な連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○国際関係機関との連携 ○自治体間の連携
7-1 国際化を担う団体の育成・充実	<ul style="list-style-type: none"> ○国際化を担う団体の育成 ○国際交流ラウンジの運営体制強化 ○相模原市国際化推進委員会などを通じた本プランの推進 ○相模原市国際交流基金の活用
7-2 国際化を担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の国際感覚の醸成 ○市職員の意識啓発と資質向上 ○地域における人材育成 ○外国人人材の育成

だい じ こくさい がいようばん
第3次さがみはら国際プラン 概要版

ねん れいわ ねん がつ
2020年（令和2年）3月

はっこう さがみはらし
発行／相模原市

へんしゅう さがみはらし しんきょこくさい か
編集／相模原市市民局国際課

さがみはらしちゅうおうくちゅうおう ちょうめ ばん ごう
相模原市中央区中央2丁目11番15号

TEL 042-707-1569 FAX 042-754-7990

へんしゅう ねん れいわ ねん がついこう めいしゅう
※編集は2020年（令和2年）4月以降の名称です。



潤水都市 さがみはら